

会 議 録

内容承認		公開・ 非公開の別	〈開催日〉 令和6年2月8日（木） 〈時間〉 13：00～15：05 〈場所〉 岸和田市職員会館 2階 小会議室B （オンラインによる開催）	〈傍聴人〉 4名 〈傍聴室〉 岸和田市職員会館 2階 小会議室A
吉田委員長	松井副委員長			
承認	承認	公開		

〈名称〉 令和5年度第1回岸和田市環境影響評価専門委員会

〈出席者〉 委員2名中2名 （○は出席、×は欠席） ※50音順

松井	吉田
○	○

（理事者）市民環境部：谷口部長

（事務局）環境保全課：重田課長、北川主幹、亀田主幹、前田主任

〈議題〉

大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業に係る環境影響評価について

〈会議内容〉

1. 開会

2. 委員長及び副委員長の選任

吉田委員を委員長に、松井委員を副委員長に選出

3. 会議録の作成

会議録の確認について、委員長及び副委員長（委員全員）で確認することとする。

4. 経緯の説明

議題について、これまでの経緯（概略）を事務局から資料に沿って説明を実施

- ・ 本日用いる資料は、大阪府ホームページ¹にて公開されている資料のほか、下記の4点である。
 - ① 概略資料
 - ② 諮問書（令和4年4月14日付け）
 - ③ 中間答申書（令和4年5月6日付け）
 - ④ 岸和田市環境影響評価専門委員会委員規則
- ・ 大栄環境株式会社における和泉エネルギープラザ整備事業に係る手続きの概略については資料のとおり。
- ・ 方法書が提出された際に、中間答申を踏まえ、岸和田市長から大阪府知事へ意見を提出した。
- ・ 準備書の縦覧により、大阪府知事に対して住民から7件のご意見が提出され、その概要については大阪府のホームページにて公開されている。
- ・ 本委員会は、岸和田市長が準備書に対する意見を大阪府知事に提出するにあたり、答申をいた

¹ 大阪府ホームページ…<https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/assess/izumienerugi.html> (大阪府の環境アセスメント「大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業」)

だくものである。

- ・ 昨年度の諮問の時点（方法書）では「和泉エネルギープラザ整備事業」は仮称であったが、現時点（準備書時点）では正式名称となっている。

5. 準備書の説明

議題について、大栄環境株式会社和泉エネルギープラザ整備事業の準備書に関し、事務局から資料説明を実施

- ・ 準備書の内容についての説明は省略する。
- ・ 準備書についての説明会が、令和5年12月13日及び同月17日に和泉シティプラザにて実施された。参加者は18名であり、多岐にわたるご意見が挙げられた。
- ・ 準備書の縦覧期間は令和5年11月29日から12月28日で、これに対し7件の意見（事業計画に関すること、大気質に関すること、水質に関すること、廃棄物に関すること、地球環境に関すること、事後調査に関すること、その他）があった。特に大気質に関することについて非常に専門的かつ多数の項目にわたるご意見が挙げられた。
- ・ 準備書の内容、また説明会及び縦覧における住民意見も踏まえたうえでご審議いただきたい。

6. 意見表明及び質疑応答

【委員長】

昨年度、方法書提出の際に岸和田市長から大阪府知事へ述べた意見が3点ある。

1点目が、カーボンニュートラルの視点から処理する廃棄物は可能な限りマテリアルリサイクル²等に努められたいこと、つまりはマテリアルリサイクルで焼却に回すということを精査のうえしっかりとした根拠をもって適切な規模を設定すること。

2点目が、廃棄物処理施設を地域の社会インフラとして、災害時の廃棄物の受け入れ、地域への電力供給等、地域のレジリエンス³を高める役割を担うよう努められたいこと。

3点目が、情報開示に努め地域住民とのコミュニケーションを積極的にとるよう努められたいことである。3点目について、廃棄物処理施設が社会インフラとして様々な役割が求められる一方で、いわゆる迷惑施設といわれていることも事実なので、地域住民にご理解いただき信頼関係を構築することが非常に大事である。

これら3点を再度しっかりと確認することが、準備書においても必要だと思うので、その観点から意見を述べたい。

施設規模について、220t/日という規模（処理能力）の必要性に関し、準備書の4ページの「2-3-3 施設規模についての検討」において方法書よりも詳細に記載されている。一方で、住民からはそれに対して十分に納得できないという趣旨のご意見が挙がっている。再生利用を拡大した結果、可燃系廃棄物枠を100t/日以上確保することになるということが明確に書かれていないように思う。14ページの表2-4で具体的な処理対象物の種類が記載されているが、方法書に記載されていた処理対象物からごみ性状が変わっており、その変更点については38ページの表2-11（2）に記載されて

² マテリアルリサイクル…廃棄物を製品原料として再利用するリサイクル法。「材料リサイクル」、「材料再生」、「再資源化」、「再生利用」ともいう。

³ レジリエンス…「回復力」や「弾性」を意味することから、「困難や脅威に適応する能力」を指し、災害等に対する強靱性を表現する際に使用される。

いる。変更前後を確認すると、ごみの水分量が排ガス量に影響すると思われるが、可燃物である紙くずの量が2倍、木くずが約1.3倍、繊維くずも2倍ほどになっている。破碎処理施設から排出される紙くず、木くず、繊維くずと廃プラスチック類を合わせるとほぼ100tになるので、おそらくこれが100t/日の根拠であろう。変更前は、破碎処理施設からの紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類の割合が76t/日程度だったのが、変更後は100t/日に増えていることについて、方法書提出の際の意見を踏まえて精査した結果なぜこのような組成になったのか確認をしたいが、事務局で把握していることはあるか。嵩高い紙くず、木くず、繊維くずが増えることで搬入するトラックの輸送台数にも影響があるかと思うが、規模は変わらず組成のみが変わった理由について情報共有いただきたい。

【事務局】

詳細についての確認はできていないが、施設内の100t/日の処理については、以前は持ち出していた部分を場内で処理することで運送に係るエネルギーを削減できるという話を聞いている。規模は変わらずに組成のみが変わった理由の詳細については確認しておく。

【委員長】

220t/日の処理能力が適正な規模であるという理解が得られるように、組成の変更理由も含めて評価書には記載いただきたい。

また、大気質に関して様々なご意見が出ているが、準備書の38ページの表2-11(2)にあるような組成をもとに排ガス量が計算され、拡散計算がなされているので、この組成での処理を安定的に維持しながら運転していくことが大事である。組成が変わったことが廃棄物ピット⁴の容量確保に影響したのかどうかについても伺いたい。処理対象物を安定的かつ計画どおりに処理し操業していくことによって、排ガス量を含めて今回の予測評価で着地点濃度⁵が規制基準に収まっていることが担保される。処理内容が大きく変動すると排ガス量も変わりうるので、安定性を担保するためにも十分な廃棄物ピット容量が重要になる。また、災害廃棄物の受入れもするととなると、さらにどこで一時貯留をするかということがしっかりと説明されていることが、評価の妥当性の前提となる。廃棄物ピットについて、事務局で情報はもっているか。

【事務局】

現時点では把握していないため、先ほどの組成の件と併せて廃棄物ピットの容量についても事業者資料提出を求め、別途提示する。

【委員長】

地域のレジリエンスを高める役割について、準備書の2ページの「2-2 対象事業の目的」に社会インフラの強靱化について記載されている。また、12ページの「2-4-4 発電電力の運用」に、発電電力を4,110kWから4,810kWに増強し、発電効率も上げる旨が記載されている。施設内の消費電力を差引いても外部提供の電力が一定程度担保されるということである。余剰分については電

⁴ 廃棄物ピット…収集等した廃棄物を一時的にためておく場所のこと。

⁵ 着地点濃度…煙突から排出された汚染物質が、地表に到着した際の地表面の濃度。

力会社に売電又は脱炭素の取組に活用するとのことである。さらに、災害時等の地域への電力供給拠点となるようEVステーションの設置についても書かれているが、EVステーションを設置し、どのように活用していくのかがひとつの重要な要素かと考える。EVステーションが災害時に地域でも活用できるということになれば、地域の非常用電源になり、自立した電源が廃棄物発電で確保されているということは地域にとっての強みになる。しかしながら、そのあとの環境保全対策の部分ではこのあたりのことについてあまり言及されていないので、地域のレジリエンスを高める役割果たすということについても評価書に書き込んではいかがかと思う。

33ページの「(6) 景観対策」において、白煙防止について、「白煙が発生する時期には白煙防止装置を稼働し、極力白煙を発生させない計画である」と記載されている。発生蒸気の一部を発電に活用することになるので、白煙防止することで発電効率が下がると思うが、このあたりについて、事務局で情報はもっているか。

【事務局】

煙突から水蒸気等による白煙が出ると、多くの人から何か有害なものが発生しているのではないかと捉えられたり、また景観が著しく阻害される可能性があることから、白煙防止措置をすると聞いている。白煙防止に伴い発電効率がどの程度下がるかについて詳細はわかりかねるので確認しておくが、景観対策としての白煙防止はバランスを保ちつつも必要であると考えます。

【委員長】

220t/日の施設規模が必要だということを書いていくのであれば、EVステーションの災害時利用も含めて考えていくことが必要であると考えます。例えば、EVステーションをどれくらい設置するかという目標も不明であるし、社会インフラの強靱化の観点からもこれだけの施設規模の維持が地域にとって必要なのだということ、定量的な根拠も含めて示していかなければ、住民には納得いただけないと思う。可能な限りマテリアルリサイクルに努めることと、発電したエネルギーの回収を含めて地域のレジリエンスを高めていくということを具体的に評価書にお示しいただきたいと思う。

続いて、情報開示と地域住民とのコミュニケーションについてである。住民説明会の中で、説明会の開催回数が少ないのではないかとのご意見に対し、当初の予定どおり2回のみで開催とするという回答をされている。開催回数が少ないというご意見があるのであれば、他の手段でもコミュニケーションをとる必要があるのではないかと考える。建設までにこういった説明会が必要ということだけではなく、今後積極的に地域住民とどのようにコミュニケーションをとっていくか、そのためにどのようなツールがあるかといったことも、環境保全対策になると思う。例えば、地域雇用に努めて、地域の人に中から見ていただくとか、施設見学の受入れや情報開示も大事なコミュニケーションなので、操業時も定期的に説明会や施設見学の機会を設ける取組を積極的に行っていくことを評価書に記載いただければと思う。さらに、EVステーションの開放等、日常的に地域住民が施設を有効活用できるなど工業団地内のコミュニティも含めたコミュニケーションのプラットフォームを保ちつつ、施設の運営をしていくというのが環境保全対策として書き込むことができればと考える。現在も施設見学を受け入れているかと思うが、どのような方々が来られているのか、事務局で情報はもっているか。

【事務局】

地域住民中心というわけではなく、市外の方も来られていると思うが、何名が来られているか等については把握していない。

【委員長】

地域の方々としっかりコミュニケーションをとっていくということについて、具体的な手段を例示して記載いただきたいと思う。

準備書に掲載されている地図について、疑義がある。準備書の246ページの図7-1-13と、259ページの図7-1-17(1)を見比べると、図7-1-17(1)に使用されている地図は古いものだと思うのだが、併せてご確認いただきたい。

大阪府知事に対して挙げられているご意見について、大気質に関することは専門家から改めてご意見を伺いたいと思う。それ以外のご意見について、そもそも当該施設の建設に反対するというものもあったが、方法書は計画段階のアセスメント⁶ではなくアセスメントの方法論を提示するものであって、方法書に係る手続きを経て準備書の作成がされているので、予測評価が適正に行われているかどうかを議論することが大事かと思う。その観点で考えると、大気質以外では予測評価結果の解釈に疑義はないと思うので、前提となる施設規模に関することと、レジリエンスやコミュニケーションを高めることを環境保全対策として書き込んでいくことが重要だと捉えている。

【副委員長】

委員長のご意見に全面的に賛同する。昨年度に市長意見として述べた3点の再確認を主としたい。

廃棄物処理施設というこれまでNIMBY⁷と捉えられてきた施設が、時代の変化とともに熱や電気を含めたエネルギー生成を行う施設へと変容しようとしている中、マテリアルリサイクルを最大限にしながらもエネルギーリサイクル⁸で地域貢献するという、地域での大きな役割をもって設立されることはとても大事なことだと思う。だからといってごみを増やしてもよいということにはならないので、総合的な意味での220t/日の施設規模の合理性を語る何らかの説明を補足するのがよい。

また、自家発電で2MWほどまかない、余剰分は売電等をするとのことであるが、売電できるエネルギー発電施設としてはまだ地域に認められていないので、認められるように働きかけつつ、電力会社に売電しながらも地域のレジリエンスを高めていく旨が記載されていたかと思う。蓄電施設について、事務局が把握していることはあるか。

【事務局】

把握していない。

【副委員長】

発電された電気が蓄電されずに系統に流れていくということなのか、施設周辺に蓄電池が設置されて地域で必要なときにすぐに使える状態にあるのか、地域の人々にどのような媒体を通じて共有することを想定しているのかというところが気になる。蓄電システムについては記載がなかったので、確

⁶ アセスメント…評価・分析することを指し、ここでは環境影響評価を指す。

⁷ NIMBY…「not in my backyard」の頭文字を取った言葉で、公共のために必要な事業であることは理解しているが、自分の居住地域内で行なわれてほしくないという考え方。

⁸ エネルギーリサイクル…廃棄物などからエネルギーを取り出し、再び熱や電気エネルギーに変換して使用すること。

認されたい。また、熱についても何らかの形で供給できるのかというのも気になる。

コミュニケーションに関して、委員長もおっしゃっていたが、住民からのご意見にもあるようにコミュニケーションが足りないという印象があるので、普段から周辺住民の皆さんとどのようにコミュニケーションを図り、今後どうしていくつもりなのかを情報開示されたらよいと思う。住民がもつ「基準値を下回っているからといって安全といいきれぬのか」という疑問は、廃棄物処理施設がもたらす騒音や大気汚染はゼロにできないが安全性の保証が必要だというリスクコミュニケーションの典型的な例なので、地域住民の皆さんと安全に関するリスクコミュニケーションをしっかりと図ればよいのではないかと思う。

【委員長】

単に発電するだけでなく蓄電を含めて考えるという、非常に重要なご示唆かと思う。

具体的に書けば書くほど、字面ではなく具体的な施設の役割や存在が地域の方々を受け止めていただけるのではないかと思う。住民の方々も、リスクと便益を比較しながらご判断されると思うので、特に地域のレジリエンスや社会インフラとしての役割の部分をもう少し積極的に表していただければよい。

昨年度に市長意見として表明した内容について、準備書に反映いただいているところと、しっかりと表現されていないところがある。今回、市長意見として再度同じ言葉を並べても甲斐がないので、主旨は変えずに書きぶりを深めたり例示をしたりして、まとめて市長意見を出していただきたいと思う。

【副委員長】

以前は、定められた技術指針に従って、悪臭や騒音といった項目に対して「悪い状態ではない」ことを主張することをもって環境アセスメントとしていた。ところが、最近では、その施設がもつ地域の持続可能性に対する役割や社会経済環境的な役割、その役割をもって地域に便益をもたらすということを宣言して、便益をもたらすうえで環境負荷に対しては最大限に考慮しリスクを最小化することを評価書に併記するようになってきている。今回のケースについても、便益とリスクのバランスの判断に資する評価書になればと思う。

【委員長】

方法書の段階から比較して、準備書にはかなり具体的に記載いただいているかとは思うが、まだ足りない部分やわかりにくい箇所もある。

昨年度提出した市長意見を再確認して一步深めた内容を準備書に対しての市長意見とすることを、基本方針としてよろしいか。

【事務局】

承知した。なお、確認事項については確認のうえ、報告させていただく。

【委員長】

続いて、各論部分では、長期的には処理すべきごみがしっかりと確保されるのかという問題もある

かと思うが、災害廃棄物の処理も含めて安定的にごみ質の性状を維持し排ガスを安定的に維持することを前提にしなければ大気質に関する問題の前提が崩れてしまうので、先ほども申し上げたとおり、ごみ質の計画変更理由と施設規模との関係について、また投入する計画ごみのごみ質を安定的に維持するための廃棄物ピットについての詳細を伺いたい。

大気質に関する評価については、やはり専門的知識をもった方のご意見を踏まえるべきだと思う。その他、騒音や振動等について、副委員長からご意見等はあるか。

【副委員長】

周辺住民の方々が健康に対して一番懸念され、日常生活において直接支障が出るのは、空気の質と騒音である。今回、住民意見の中で騒音に係るものはなかったと思うが、騒音に関しても確認をしておきたい。

準備書要約書の 149 ページの図6-3-2で、真ん中にある事業計画地が今回評価対象としている施設であるが、施設から1番近い住居等の保全物件が南方 500m 地点で、2番目は西方1km 地点である。音響的距離減衰を考えると、1km 離れるとさすがに聞こえないと思うので、施設から南方 500m 地点に対して特に配慮しなければならない。

151 ページの表6-3-3で、現況の騒音レベルについて、地点①及び地点②の規制基準値は朝が 65 デシベル、昼間が 70 デシベル、夕が 65 デシベル、夜間が 60 デシベルと示されており、現況では規制基準を下回って推移しており、敷地境界線のところではそんなにうるさい状況ではないことがわかる。

152 ページの表6-3-4は、道路交通騒音を示している。どの調査地点も昼間は 70 デシベル近くあるが、これは当該施設の有無や状況ではなく、この地域のもつ車の交通量の激しさと車種の影響によるものだと思うので、道路交通騒音については大阪府全体で対策していくべき問題である。

154 ページの表6-3-6で施設の A 特性音響パワーレベル⁹が示されているが、横軸の周波数について、63 ヘルツから 8,000 ヘルツは人が聴こえる領域である。各設備が周辺に対して発する音を見ると、特に No.1 の蒸気タービン¹⁰が 100 デシベルを超える凄まじい音を出していることがわかる。蒸気タービンはコアの部分にあたるので、それを周辺の構造物で巻き込み、吸音効果で音を消していくことが必要である。

157 ページの表6-3-7及び表6-3-8は、蒸気タービン等設備を囲う建屋や周辺構造など、施設内壁による吸音率や透過損失¹¹であり、どの周波数帯がどの構造によってどれくらい減少するかという計算結果が示されている。そして 159 ページの表6-3-9で、施設が稼働したうえでの敷地境界騒音の予測結果が示されており、すべて規制基準を下回っているため、供用時に施設がもたらす音について規制基準的には問題がないことがわかる。

車による騒音について、この地域はそもそもうるさい地域であることを先ほど確認した。併せて、162 ページの表6-3-11 及び表6-3-12 から、一般車両が小型車で 10,000 台以上の地点がある中で事業関連車両は 90 台であるため音響学的にはほぼ寄与率はないことがわかる。つまり、現状

⁹ A特性音響パワーレベル…機械等の音源が単位時間に放射する音について、人間が聴覚可能な範囲の周波数に重みづけをした音のパワー(エネルギー)をレベル表示したもの。

¹⁰ 蒸気タービン…蒸気を持つ熱エネルギーをタービン(羽根車)の回転エネルギーに変換する装置のこと。

¹¹ 透過損失…壁等を隔てた音源からの音を聞いたとき、どのくらい音が小さくなったかを表し、数値が大きいほど遮音効果が大きい。

の騒音レベルからほぼ変化はないという予測になっており、163ページの表6-3-13を見ても、寄与レベルは0デシベルでバックグラウンドノイズ¹²に溶け込むレベルであることがわかる。繰り返しになるが、施設に関連せずにもともと規制基準を超えるかなりうるさい状況であるため、大阪府全体としてこの地域の交通政策について考えていかなければならない。

また、工事中の車両については低騒音型の機械を投入し、85デシベルを守り、走行方法等もしっかり考えるということが対策として示されているので、それほど懸念はないかと思う。

車に関しては、騒音への寄与は低いと思われるが、施設内の蒸気タービンを中心とした機械はかなり大きな音を発するので、しっかりと構造物で巻き込んでできる限り低音化を図り、特に南方500m地点の住居への配慮として南方向の吸音に注意していただきたい。また、低周波音¹³は防音材等でも止められないという特性があるので、南向きの低周波音についてはとりわけしっかりとケアいただきたい。

【委員長】

低周波音への配慮については各論として追加して評価したほうがよいか。

【副委員長】

騒音に関しては住民から懸念されていないようであるが、QOL¹⁴に直結する大きな要因であり、特に低周波音というのは一度建設してしまうと絶対に止まることがなく、対策もかなり難しいので、南側の住民にもし被害が発生した場合は引っ越す以外の選択肢しかなくなる可能性がある。とにかく南向きの低周波音に注意してほしいと考えるが、こういった各論の部分は、本来は大阪府環境影響評価審議会で議論されるべきものか。

【委員長】

大阪府環境影響評価審議会で議論されるべきかと思うが、市で各論部分について言及しても支障はないだろう。それを踏まえて、大阪府環境影響評価審議会で議論されることになると思う。

改めて、環境保全対策について、準備書の451ページ以降に環境保全措置が記されており、452ページに処理施設の稼働時の騒音・振動について記載されている。

【副委員長】

同ページに低周波音についても記載されており、低周波音を抑えた機器の採用や共振についても対策となっているので、附帯事項として、住居がある南西方向に特に注意いただきたい。

【委員長】

事後もしっかりとモニタリング¹⁵を実施して対応していくことが大事なので、きちんと監視やモニ

¹² バックグラウンドノイズ…「暗騒音」のことで、特定の発生源からの音に着目したときに、それ以外で同時に発生しているすべての音のこと。

¹³ 低周波音…音の中でも特に低い周波数の音のことで、おおむね1ヘルツから100ヘルツの音を指す。船やバス、トラック等のエンジン音、波が防波堤で砕ける音などに多く含まれる。

¹⁴ QOL…「Quality of life」の略称で、「生活の質」や「生命の質」を指す。

¹⁵ モニタリング…対象の状態を継続的に又は定期的に観察・記録すること。

タリングをして気をつけながら操業していくべきこと、対策をして終わりではなく常時確認しながら周辺住民の声を聴いていくべきことを言及したい。

【事務局】

事業計画地の南方 500mの地点は、和泉市域にあたる。低周波音について意見を挙げる際、あくまでも準備書に対しての見解とするのか、隣の市域にあたるが附带的に意見するという前提を示すのか、どのように考えればよいか。

【副委員長】

市の境界線をまたぐか否かにかかわらず、周辺住民の健康をケアするのがしかるべきアセスメントの目的なので、素直に表明すればと思うが、委員長はいかがか。

【委員長】

そのとおりだと思う。行政的には越権行為になるという懸念があるのか。

【事務局】

岸和田市、和泉市、大阪府はそれぞれ所管する法令をもち、それぞれ独立している。当然ながら、他市地域にかかわる問題について意見を書けないという考えをもっているわけではなく、本委員会でもいただいた意見については何らかの方法で事業者には届くようにしたいと考えている。ただ、岸和田市でのアセスメントに則った形での意見提出となるので、このまま意見を挙げたときにこれは岸和田市域に係る意見ではないという判断がなされる場合があり、その際の対応として、大阪府や和泉市で適切に対応されたいという附带的意見としなければならない可能性を懸念している。しかしながら、今回いただいたご意見については必ずすべて事業者へ伝えさせていただく。

【副委員長】

南方 500m地点に限定しなくてもよいと思う。準備書要約書 148 ページの図 6-3-1 で示される住居等の保全物件というのは、施設が稼働する 10 年間に何かあれば被害を受けられる可能性があるもので、4つの住居等の保全物件にしっかりと注意すべきという書き方でもよいかと考えるが、いかがか。

【事務局】

低周波音は距離が離れていても影響を及ぼす可能性が懸念される。施設西側は岸和田市域でもあることから、低周波音という見出しを掲げて、影響に配慮せよという趣旨を市長意見として提出したいと思う。

【副委員長】

ある方向に指向性¹⁶をもって建設してしまうと、低周波音は絶対に止まらないので、早期にケアするという意味で、低周波音について特出して発言させていただいた。

¹⁶ 指向性…空中に出力された音や電波の伝わる強さが、方向によって異なる性質のこと。

【委員長】

縦覧期間中に大阪府知事へ住民から出されたご意見について、大気質に関する意見以外を確認したい。

大阪府環境影響評価条例第19条第1項の規定により知事に提出された準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要資料（以下「意見概要資料」）別紙の（1）について、これらのご意見をそのまま事業計画の是非を問うものとして受け止めて議論するものではないと考える。産業廃棄物処理施設なので、処理対象物が広域になり、220t/日の施設規模の妥当性を定量的に示すのは難しいかもしれないが、少なくとも準備書の内容だとわかりにくいと思うので、施設規模に関する説明を丁寧にすべきかと思う。また、処理方式がサーモセレクト方式¹⁷からストーカ炉方式¹⁸に変わったことも踏まえて、評価書にはもう少し丁寧に書いていただきたい。

【副委員長】

地域とのコミュニケーションを図らなければ、伝わるべきものが伝わっていない状況になる。規模や組成、社会への貢献などを正当化する部分にもなるので、大切にしていきたい。

【委員長】

意見概要資料別紙（3）について、PFAS¹⁹も追加して管理すべきとのご意見であるが、必要性はあるのか。

【事務局】

PFASについては、軍事施設からの流出や廃棄物からの流出、工場からの流出など、社会的に認知されてきている。国においても部会を設置して、規制に関してどのように基準を定めるのかについて取り組んでいるところである。

現状として、大阪府が測定計画を策定しており、岸和田市域においても河川等についてはPFASのうちPFOA²⁰及びPFOS²¹に関する測定を実施している。事業所については排水基準が定められていないため、規制のための測定は実施していない。

【委員長】

当該意見における「管理することとし」は、事業者に対して管理を求めているようにも、自治体に対して管理を求めているようにも解釈できるが、いかがか。

¹⁷ サーモセレクト…ガス化改質技術によって環境への影響を低減し、廃棄物の再資源化を目的とした廃棄物処理手順のこと。

¹⁸ ストーカ炉方式…廃棄物をストーカ（火格子）の上で乾燥・加熱し、攪拌・移動させながら燃やすタイプの焼却炉を用いた廃棄物処理手順のこと。

¹⁹ PFAS…有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。代表的なものにPFOAやPFOS（後述）がある。環境中でしにくく、蓄積性が高いものもあり、人の健康等に影響を及ぼす可能性があるされている。

²⁰ PFOA…有機フッ素化合物のひとつで、ペルフルオロオクタン酸のこと。フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤に使用されてきた。

²¹ PFOS…有機フッ素化合物のひとつで、ペルフルオロオクタンスルホン酸のこと。金属メッキ処理剤、泡消火剤に使用されてきた。

【事務局】

「排水基準」とのことなので、事業場からの排出を指しているかと思うが、事業場からの排出には下水への放流と公共用水域への放流がある。所管する法律としては、下水への放流は下水道法、公共用水域への放流は水質汚濁防止法であるが、有害物質に関しては両方とも同じ基準を採用することになると考えられる。当然リスクに応じた基準設定になるので、一般的な法制度のあり方として、環境基準が定められたのちに排水基準を定める流れで進んでいくかと思われる。

【委員長】

プラント²²からの排水については、クローズドで炉内温度を下げる噴霧水に再利用することになるので、排出されるのは生活排水であり下水道放流だと考えるので、市長意見としては水質に関することは特段表明しなくてもよいかと考える。

意見概要資料別紙（４）で、廃石綿についてのご意見が出ているが、アスベストの受入れはしないのではないかと。

【事務局】

確認できていないので、即答できかねる。

【委員長】

メタルについてのご意見も出ている。現行施設ではサーモセレクト方式で残渣を出さず、すべて酸化せずにメタルを回収できるというのが特長であるが、新規施設ではどのように区分して再利用するのかが不明で、おそらく再利用はできずに焼却残渣となると思う。専らにマテリアルとして回収もする方式ではなく、対象とする廃棄物を逆傾斜式ストーカ炉でしっかりと滞留時間をもたせて完全燃焼させていく方式で処理をする方向で進めておられるかと思うが、マテリアルの回収を尽くすということが住民には伝わっていないので、説明をきちりとするべき旨を市長意見に含めていただきたい。

続いて、水銀、ダイオキシン、石綿等の濃度にばらつきがあるというご意見がある。評価書のどこの部分に記載されるのかという一般的な懸念かと思うので、市長意見として表明するものではないと考える。

次の災害廃棄物に関するご意見については、災害廃棄物の各論に入ってくるので、今回の準備書の内容からは外れるかと思う。

また、新規焼却炉では感染性産業廃棄物を 20t/日焼却して焼却量に占める割合が 9.1%になっており、ストーカ炉なので他の廃棄物と一緒にすることで炉内温度が保てなくなるのではないかとのご意見がある。逆傾斜式ストーカ炉で輻射熱と接触する環境を保って高温燃焼できる技術を採用していると思うので、それについてももう少し丁寧に記載すべきかと思う。感染性産業廃棄物には医療機関から排出される廃棄物があり、それには廃プラスチック類が含まれているため、炉内温度が 800℃から 850℃のストーカ炉ではダイオキシンの発生が高くなると予想され、感染性産業廃棄物は別の専用の焼却炉で焼却するべきであるという趣旨のご意見かと思う。技術的な対応を考えられているか

²² プラント…多種多様の機器や装置がいくつも組み合わさって、あるひとつの大きな性能を発揮する設備を意味し、ここではごみ焼却プラントを指す。

と思うが、念のため事業者にご確認いただき、評価書に進む段階でより丁寧に、懸念が出ないような書き方をしていただくのが大事かと思う。

意見概要資料別紙（５）で、CCU²³という開発中の技術ではなく、すでに実用化されている技術による具体的方法を示すべきとのご意見が出ている。これは事業計画の部分で開発中の技術の活用も見据えているという方向を示しているものなので、特に問題視するものではないと考える。

また、国や大阪府の 2050 年カーボンニュートラル等達成への具体的手法などが示されていないというご意見も、地域全体の話であり、当該事業だけで受け止められる話ではないと思う。準備書には極力温室効果ガス排出量を抑制する旨が書かれているが、評価書には、具体的な削減量や削減効果を示すというだけでなく、地域のレジリエンスを含めて回収したエネルギーをどう還元していくかについて書き込んでいくべきである。

【副委員長】

2019 年頃までのアセスメントでは、活動規模に全国平均原単位を乗じて CO2 排出量を予測し、「全国平均よりもよい技術を活用するため排出量が全国平均より減ると見込まれるので、取組をがんばっている」という評価が多くなされていた。しかしながら、2030 年度に 2013 年度比で CO2 排出量を 46%削減するという宣言が出たことにより、それが参照値となり、各自治体においても施設を新規建設するときに現状の排出量やカーボンーフをめざすための技術導入見込みを意見表明する自治体も増えてきている。例えば、10 ヘクタール級の大規模小売店舗をつくるというときに、その自治体の掲げる削減目標に寄与できるのかと意見表明することがある。

準備書要約書 248 ページに、温室効果ガス排出量の将来の増加量として 19,500t-CO2 が示されており、これはごみを燃やしたときに発生する Scope 1²⁴のことかと思うが、Scope 2 や Scope 3 を含めると、売電によって直接燃焼で排出される CO2 がオフセットされるなど、廃棄物処理施設の場合はそのような計算があるのか。研究レベルでも難しいことを事業者に求めてもできないと思うが、そのあたりはどうなのか。2030 年度にカーボンーフをめざす社会潮流がある中、排出量が増えるという事実があるのは問題であるという考え方はそのとおりだと思う。廃棄物処理の温室効果ガスインベントリ²⁵の報告ガイドラインがどうなっているのか気になった。廃棄物部門の CO2 の計算方法等について知りたい。

【委員長】

準備書 438 ページ以降にあるように、污泥焼却や廃油焼却などすべてを対象としているようである。

【副委員長】

このご意見で指摘されていることも、一定の合理性があると考えられることをお伝えしたい。

²³ CCU…「Carbon dioxide Capture and Utilization」の略称で、CO2 を有価物・資源として捉え再利用するリサイクル技術のこと。

²⁴ Scope 1…主に企業におけるサプライチェーンを通じた温室効果ガスの排出に関する概念で、排出源別に Scope 1、2、3 に分けることができ、Scope 1 は燃料の燃焼等、自社が直接排出する温室効果ガスを指す。なお、Scope 2 は、他社から供給された電気等を使って間接的に排出される温室効果ガスを、Scope 3 は、原材料仕入れや販売後などに排出される、Scope 1・2 以外の温室効果ガスを指す。

²⁵ インベントリ…一定期間内に特定の物質がどの排出源・吸収源からどの程度排出・吸収されたかを示す一覧表のこと。

先日開催された令和5年度第3回岸和田市環境審議会温暖化対策専門部会において示された岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）案の中でも廃棄物部門は排出量が増えると推計されていたように記憶している。ただし、他の部門で削減がされるため、市全体としてはカーボンハーフに向かうと推計されていたかと思う。

【委員長】

基本的に、準備書は環境省の温室効果ガスの排出量算定マニュアルに基づいており、バイオマス由来の部分は除いて、メタンや一酸化二窒素等を含めて温室効果ガスに寄与する部分と化石燃料由来のCO₂をカウントしている。回収する電力分の効果については書かれていない。大規模小売店舗等だと、現状よりも温室効果ガス排出量が増えるというのは問題であるという理解でよいか。

【副委員長】

他自治体の審議会等では指摘されることもある。特に最近、大企業だと本体の会社自体が2050年カーボンニュートラルや2030年カーボンハーフというのを宣言していることとの整合性も必要になってくる。例えば、ZEB²⁶が甘めの基準設定だと、どうやってカーボンニュートラルやカーボンハーフをめざすのか等の指摘が入る場合がある。

【委員長】

自治体の立場としては2050年カーボンニュートラルに向けて進んでいくので、温室効果ガス排出量を最小限にとどめ増加させないためにどのような保全対策を講じていくかについても市長意見に反映したいと思う。

意見概要資料別紙（6）についても大事だと思う。廃棄物処理施設は維持管理情報をしっかり公表していくことが大切である。排ガスについても同様に、しっかりとモニタリングに努めていただきたい旨を市長意見に反映したい。事後調査については、1年に1回でよかったか。

【事務局】

アセスメントに基づいた形の事後調査と、規制に関する調査があり。今回の新設炉に関しては排出ガス量が40,000m³を超えているので、2か月に1回測定する義務が生じるが、これは大気汚染防止法の規制の枠組みの中での測定義務である。それについては特に公表等の規定はないが、積極的に事業者からアナウンスしていただくよう働きかけることは可能であるので、市長意見として表明できるかと思う。

【委員長】

住民にとっては、どういう手続きに則った調査かということは重要視されないと思うが、準備書の段階でこのようなご意見も出ているので、積極的に公表していただきたい旨を市長意見としていただきたい。

意見概要資料別紙（7）で、災害時についてのご意見が出ているが、これも難しい話である。災害

²⁶ ZEB…「Net Zero Energy Building」の略称で、快適な室内環境を実現しながら消費するエネルギーをゼロにすることをめざした建物のこと。

廃棄物という非常に稀に発生するものに対し、自治体単独でインフラを維持していくのは大変で、副委員長がおっしゃったように社会インフラとしての責務というのは大事だと思う。

説明会の周知不足を指摘するご意見について、大阪府条例等に則って各手続をしているが、杓子定規だとこのようなご意見が出てくると思うので、やはり日頃のコミュニケーションが大事になってくる。コミュニケーションについて市長意見を表明する際の根拠のひとつになると捉えたい。

【事務局】

2点、共有しておきたいことがある。

1点目に、委員長、副委員長からいただいたご意見を踏まえ、事務局において確認して報告すべき事項があるということ。

2点目に、大気質の専門家にご意見をお伺いする件については岸和田市環境影響評価専門委員会規則第6条の規定に基づき本委員会に出席を求めるか、資料の提出を求めるかの2通りの方法があるが、意見提出期限までに本委員会を開催するとなるとスケジュール的に困難なので、岸和田市環境審議会委員のうちの大気質に関する学識経験者に資料提出いただけないか打診してはどうかと考えるが、いかがか。

【委員長】

その方向性でお願いしたい。提出いただいた資料を確認するタイミング、市長意見を確認するタイミングはいつになるか。

【事務局】

別途日程調整のうえ、提出いただいた資料及び事務局でまとめた市長意見素案を確認いただくこととしたい。

【委員長】

状況に応じ、書面開催等、他の手段も検討しながら進めていただければと思う。

7. 閉会

以上